

基発 0901 第 11 号

令和 2 年 9 月 1 日

別紙関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
に係る具体的事項について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般 7 月 1 日に、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号。以下「改正省令」という。）を公布し、順次施行することとされたところです。

改正省令による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされています。

今般、告示第 3 条の規定に基づき、分析調査講習の実施に関し必要な事項を別添のとおり定め、都道府県労働局長あて通知したところです。

関係団体の皆様におかれましては、傘下会員その他関係者の皆様方に対し、別添通知の内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。